

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づく情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

【対象：令和3年7月1日～令和4年6月30日】

許 可 番 号 派 0 8 - 3 0 0 2 9 4
事 業 所 の 名 称 株式会社東日本技術研究所 仙台事業所
事 業 所 の 所 在 地 宮城県仙台市宮城野区榴岡 5 - 1 - 1 2

1. 派遣労働者の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
34人	10事業所	30,548円	19,529円	36.07%

※賃金には、給料・手当・賞与・福利厚生費等を含みます。

※マージンには、社会保険料・教育訓練費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の 費用負担
入社時教育	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
技術者基本スキル	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
ドキュメンテーション	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
プレゼンテーション	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
思考訓練	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
インタビュー	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
SE講座	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
原価と予実算の各管理	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無
キャリアコンサルティング	全ての派遣労働者	有給	派遣元事業主	無

3. 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇、育児休業・短時間勤務制度、介護休業・短時間勤務制度、特別休暇
- 通勤・住宅手当支給
- 資格手当、ベンダー資格一時金制度